

栃木県新県立病院基本構想策定支援業務に係る仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する栃木県新県立病院基本構想策定支援業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

栃木県新県立病院基本構想策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、「県立病院の今後のあり方・目指すべき方向性に関する提言書」及び「栃木県立病院と国立病院機構栃木医療センターの再編統合に向けた基本合意書」を踏まえ、新県立病院の基本構想（以下「基本構想」という。）策定を着実に進めるため、専門的な知識や実績を有する事業者に必要な支援を委託する。

3 契約期間

契約締結の日から令和9(2027)年8月31日(火)まで

4 業務の内容

(1) 医療環境分析と課題の抽出

①外部環境分析

- ア 将来人口推計、少子高齢化の状況分析、入院・外来需要推計、救急医療・がん医療・精神科医療等の需要推計
- イ 地域医療構想、医療保険、医療人材等医療制度等の現状と今後の見通しの調査・分析
- ウ 周辺医療機関、比較対象医療機関等の経営に関する情報収集・比較分析
- エ 医療機関の再編統合事例に関する情報収集・比較分析

②内部環境分析

- ア (地独) 県立がんセンター、(地独) 県立リハビリテーションセンター、(地独) 県立岡本台病院及び国立病院機構栃木医療センター（以下「4病院」という。）の入院・外来患者分析、組織体制分析、経営状況分析
- イ 4病院の施設・設備状況調査・分析
- ウ 4病院を取り巻く環境、現状の課題と対応の状況整理

③栃木県における政策医療の現状と課題

④宇都宮保健医療圏における政策医療の現状と課題

(2) 基本構想の策定支援

「県立病院の今後のあり方・目指すべき方向性に関する提言書」及び「栃木県立病院と国立病院機構栃木医療センターの再編統合に向けた基本合意書」等を踏まえ、下記の項目を含む基本構想の策定支援業務を行うこと。

なお、県が重要な意思決定を要する事項と判断し、複数の選択肢を提示するよう求めた場合には、原則として複数の選択肢を提示し、それぞれのメリット・デメリット、事業費、事業スケジュール、運営面及びリスク等の観点から比較評価を行うこと。

また、基本構想策定後に予定される基本計画、設計等を見据え、各段階における主な検討課題及び留意事項について整理すること。

①新県立病院の基本的事項

- ・基本理念、基本方針の検討
- ・診療機能の検討
- ・病床規模、診療科の検討
- ・必要人員数の検討
- ・人材確保・育成の方針の検討（看護学校を含む）

②施設整備方針

- ・新病院の立地要件の整理
- ・建物規模の検討
- ・建設候補地の評価及び課題の整理

なお、建設候補地ごとにメリット、デメリット、概算事業費、事業スケジュール等の評価項目及び評価基準を設定し、比較評価を実施すること。

- ・事業スケジュール素案の作成

(3) 会議運営等の支援

①基本構想策定のための委員会の運営支援

- ・委員会開催の支援（会議内容の検討、会議資料・想定質疑応答等の作成支援）
- ・会議出席及び会議記録（発言要旨）の作成及び意見の整理

②基本構想策定のための分科会・WG等の運営支援

- ・分科会・WG等開催の支援（会議内容の検討、会議資料・想定質疑応答等の作成支援）
- ・会議出席及び会議記録（発言要旨）の作成及び意見の整理

③パブリックコメント支援

- ・パブリックコメント用公表資料の作成
- ・寄せられた意見への回答作成支援
- ・意見反映方法の検討支援

④機構化に向けた検討支援

- ・財務状況及び人員構造の比較整理
- ・統合に向けた職員へのアンケート等の実施計画の策定

5 業務計画書の提出

- (1) 乙は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、甲に提出し承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 業務実施体制（統括責任者、担当者一覧を含む。）
 - イ 業務実施工程表
- (3) 前号に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

6 成果物の提出

令和9(2027)年8月31日(火)までに、以下(1)、(2)及び(3)を提出する。

(1) 業務報告書

打合せ記録及び作成した図面等を含む報告書を、紙及び電子データで提出する。

ア 紙

A4版・横書き・左綴じ 1部

イ 電子データ

一式をUSBメモリ等に記録して提出

(2) 基本構想及び基本構想概要版

A4版・縦型・横書き・左綴じの形式で作成し、紙及び電子データで提出する。

ア 紙

A4版・横書き・左綴じ 1部

イ 電子データ

印刷用及びホームページ掲載用の電子データを提出する。電子データ一式は、USBメモリ等に記録して提出する。

印刷用データについては、PDFデータに加え、将来の修正及び二次利用が可能となるよう、成果物の作成に使用した編集可能な元データ（Word、Excel、PowerPoint、Illustrator、Photoshop等）を提出する。

ホームページ掲載用データについては、PDF形式とし、容量は4MB以内とする。なお、容量が4MBを超える場合は、適宜分割して提出する。

- (3) その他本業務の実施に当たり作成した全ての資料等の電子データ一式をUSBメモリ等に記録して提出する。

(4) 基本構想策定後の検討課題整理資料

基本計画、設計等に向けて想定される主要な検討課題、意思決定事項、事業推進上の留意

事項を整理した資料を提出すること。

7 著作権

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引き渡したときに全て発注者に帰属する。
- (2) 甲は、乙の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができる。
- (3) 乙は、成果物の用途上、成果物に係る著作権者人格権を将来にわたって行使しない。
- (4) 乙は、甲に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

8 再委託

- (1) 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合又は業務提案書等に沿った業務体制と認められる場合は、業務の一部を再委託することができる。
- (2) 乙は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、契約金額、その他必要事項をあらかじめ甲に提出し、承認を受けなければならない。

9 留意点等

- (1) 乙は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、甲と十分に協議すること。また、甲との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。
- (3) 業務の実施に当たって疑義が生じた場合又は業務上重要事項の判断等に当たっては、甲と調整の上、承認を受けること。
- (4) 本業務の履行に係る経費は、本仕様書に特に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (5) 乙は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (6) 乙は、業務の実施に当たり、本仕様書の定めのない事項や業務内容の詳細等については、都度、甲と打合せを行い、決定すること。

別記1

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に関係する栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) アクセス制御

(2) アクセス者の識別と認証

(3) 外部からの不正アクセス等の防止

(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

(1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報

(2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

(1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報

(2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

(3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であつて、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの

(4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報

3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

(1) 法令に基づき提供が求められた場合

(2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合

4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。

3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

※「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

※「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。